

「インド：2007年度予算案における税制改正」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2月28日、インドのチダンバラム蔵相は、2007年度（2007年4月1日～2008年3月31日）の予算案を発表した。主にインフレ抑制、農業・教育・社会福祉支援支出の大幅増、港湾・道路等のインフラ整備への投資拡大を通じた持続的な経済成長を目指す姿勢を打ち出した内容となった。「農産物を除く基本関税の最高税率」が原則12.5%から10%に引き下げられ、同時に多くの品目の基本関税率も引き下げられた。

一方、法人税・個人所得税の税率に変更はないが、所得税・消費税など全ての中央税に賦課される教育目的税の現行2%から3%への引き上げ、配当支払税の12.5%から15%への引き上げ、セメントの物品税の増税、ソフトウェア企業などに対する11.33%の最低代替税（MAT: Minimum Alternate Tax）の適用（=優遇税制の廃止）など、企業に対する増税要因が目立つ内容となったことから、産業界からは「期待はずれ」とのコメントが多く見受けられる内容ともなった。

今回の予算案における主な税制改正点は以下のとおりである（以下「A→B」は、税率が「AからBに引き下げられた」ことを示している）。

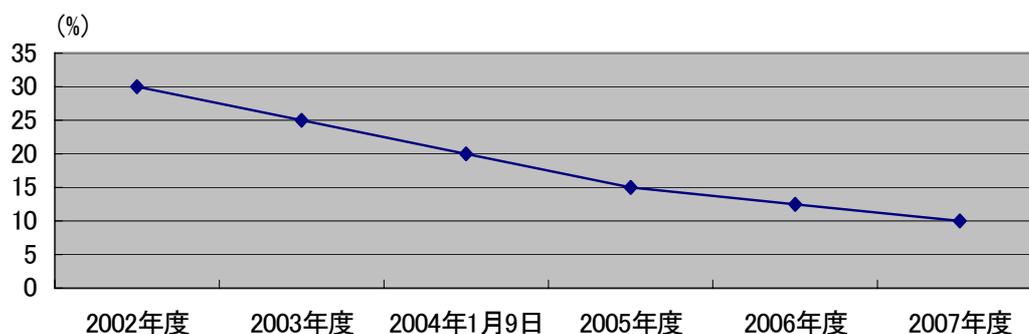
1. 間接税

（1） 輸入関税

◆ 非農産物の基本関税の最高税率：12.5% → 10%

インドでは、ASEANメンバー諸国の基本関税率（0～5%）並みの税率を目指して、2003年度より基本関税率を引き下げ続けている。

【インド：基本関税の最高税率の推移】



（出所）政府発表より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

【輸入関税 変更一覧】

品目	税率
大部分の化学品・プラスチック製品	12.5% → 7.5%
くず鉄	20% → 10%
コークス炭	石灰の含有率に関らず関税を免除
ポリエステル繊維・糸	10% → 7.5%
DMT・PTA・MEG などの化学繊維原材料	10% → 7.5%
カットダイヤモンド・研磨ダイヤモンド	5% → 3%
合成原石	12.5% → 5%
未加工サンゴ	30% → 10%
浚渫船	輸入関税を免除
点滴灌漑設備、農業用スプリンクラー、食品加工機械	7.5% → 5%
医療機器	一律 7.5%
食用油	4%の相殺関税 (CV) を免除
ひまわり油	基本関税を 15%引き下げ
ペットフード	30% → 20%
腕時計・傘部品	12.5% → 5%
化学・産業研究局に登録された研究機関が輸入する機器	関税率一律 5%
医薬品・バイオ産業関連の特定 15 機器	7.5% → 5%
ヘリコプターを含む飛行機の個人輸入	基本関税を WTO 協定に沿って 3%に (相殺関税・追加関税は別途賦課される)
鉄鉱石・精製品の輸出	1 トン当たり 300 ルピーの関税を賦課
クロム・精製品の輸出	1 トン当たり 2,000 ルピーの関税を賦課

(2) 物品税

【物品税 変更一覧】

品目	税率
ガソリン及びディーゼル用重油の従価税部分	8% → 6%
バイオディーゼル用重油	免税
小規模産業 (SSI) に対する免税限度額	1,000 万ルピー → 1,500 万ルピー
1 キロ当たりの小売価格が 50 ルピーを下回るビスケット・フードミックス・インスタントミックス	免税
傘・靴材料	16% → 8%

品目	税率
合板	16% → 8%
特別な膜技術および電動でない国産フィルターを使用した浄水器	免税
上水場から貯水タンクまでの水供給に使用される直径 200 ミリ以上のパイプ	免税
セメントの一袋あたりの最大小売価格 (Maximum Retail Price : MRP)	- 190 ルピー未満の場合：1 トン当たり 400 ルピー → 350 ルピー - 190 ルピー以上の場合：1 トン当たり 600 ルピー
タバコ	5%引き上げ
葉巻タバコ (ビディ) 千本あたり (CESS 除く)	- 手巻き：7 ルピー → 11 ルピー - 工場製：17 ルピー → 24 ルピー
パーン・マサラ (タバコを含まない)	66% → 45%
北東地域の州の工場に付与されていた、タバコを含むパーン・マサラ及びその他のタバコ商品	免税措置を廃止

(3) サービス税

- ◆ 小規模サービス業者の免税限度額：40 万ルピー → 80 万ルピー
- ◆ サービス税の課税対象に以下の業種を追加：

鉱業、石油・ガス、商業・事業用不動産賃貸、通信用・広告用コンテンツの開発及び提供、個人による資産管理業務、設計サービス、労働契約の全体価値に対して 2%のみ賦課されるようなオプション付き労働契約を含むサービス
- ◆ 以下の業種はサービス税を免除：

月会費 3,000 ルピー以下の住民福祉組合によるサービス、テクノロジー・ビジネス・インキュベーター及びその対象となる年収 500 万ルピー以下の企業（免税期間は 3 年間）、新薬の臨床試験
- ◆ 通信省は、通信産業の税構造を見直すための委員会を新設する

2. 直接税

(1) 個人所得税

- ◆ 課税控除対象所得額を 10 万ルピーから 11 万ルピーに引き上げ（1,000 ルピーの減税効果）

以下の納税者は、上記に加えて追加で課税控除対象所得額を引き上げ

 - 65 歳以下の女性：13 万 5,000 ルピー → 14 万 5,000 ルピー
 - 65 歳以上の高齢者：18 万 5,000 ルピー → 19 万 5,000 ルピー

- ◆ 80D 条に該当する健康保険料の所得控除限度額：

1 万ルピー→1 万 5,000 ルピー、高齢者は 1 万ルピー→2 万ルピー

(2) 法人税

- ◆ 課税所得額が 1,000 万ルピー以下の企業についてはサーチャージ（課徴金）を免除。

教育目的税の引き上げと、課税対象利益が 1,000 万ルピー以下の小規模企業に対する課徴金の免税措置が導入されたこと、及び教育目的税が 2% から 3% に増税された結果（後述）、インドの法人実効税率は、以下のとおり変更になる。

	内国法人	外国法人（外国企業の支店など）
大・中規模企業	33.66% → 33.99% (法人税 30%・課徴金 10%・教育目的税 3%)	41.82% → 42.23% (法人税 40%・課徴金 2.5%・教育目的税 3%)
課税対象利益が 1,000 万ルピー以下の小規模企業	33.66% → 30.9% (法人税 30%・教育目的税 3%)	41.82% → 41.2% (法人税 40%・教育目的税 3%)

- ◆ インフラ整備プロジェクトの事業者に対する優遇税制（80IA）を海外との天然ガス配給設備（パイプライン・備蓄施設・海上設備等も含む）プロジェクトの事業者にも適用。
- ◆ 都市インフラの整備のため、複数の地方自治体が資金を調達するために設立した州共同出資金融機関を通して非課税債券を発行することを認める。
- ◆ ダイヤモンド製造・取扱業者が、売上の 8% 以上の所得を申告する場合には、申告納税手続きなどに優遇措置を与える。
- ◆ 2007 年 4 月 1 日～2010 年 3 月末の間に完成・営業開始可能になることを条件に、デリー及びその周辺の首都圏地区（ファリダバード、グルガオン、ガジアバード、ガウタムブドウナガール）の、2 つ星～4 つ星クラスのホテルや、収容可能人数 3,000 人以下の会議場の所得に対する法人税を 5 年間免税。
- ◆ 特定企業に生じる研究開発費用の追加控除を認めた優遇税制（35 条 2AB）の期間を 2012 年 3 月末まで 5 年間延長。
- ◆ ジャム・カシミール州での事業に対する免税期間を 2012 年 3 月末まで 5 年間延長。
- ◆ 所得税法 10A 及び 10B 項に該当する所得に対して控除の申請をした場合にも最低代替税（MAT: Minimum Alternate Tax）制度が適用される。なお、36 条 1 viii に対して控除を申請する場合には、MAT によるみなし課税は所得の 20% に限定される。
- ◆ ベンチャー・キャピタル・ファンドが、バイオ技術、ハードウェア・ソフトウェアの開発に関する IT、ナノ・テクノロジー、新種子の研究開発、医薬品向け化学品・酪農・養鶏の研究開発、バイオ燃料の生産、一定の規模の会議場付きホテルの建築などの新技術導入を図るベンチャー事業に対し投資を行う場合は、パス・スルーステータスが付与され免税となる。
- ◆ 所得税法 54 条 EC に基づいてインド幹線国道庁（NHAI）や地方電力開発公社（REC）が発行

する公社債の売買から発生するキャピタルゲインは、年間 500 万ルピー以下の範囲内で引き続き免税。

- ◆ 配当を行う企業に課せられる配当税の税率：12.5%→15%。短期金融投資信託・流動投資信託から投資家に対する配当支払の場合は 25%。
- ◆ 無料サンプルと展示物に対する費用を付加給付税（フリンジ・ベネフィット税）の対象外とする。従業員ストックオプション・プランを付加給付税の対象に追加する。
- ◆ 中央政府および州政府による現金引出しを銀行現金取引税（BCTT）の対象外とする。個人およびヒンドゥー大家族（HUF）の同税免除基準を 2 万 5 千ルピーから 5 万ルピーへ引き上げ。
- ◆ 全ての中央税に適用される教育目的税（CESS）を 2%から 3%に 1%引き上げ、その税収を中等・高等教育向け予算と社会的・教育的下層階級向けの留保制度のための 54%定員拡大に充てる。
- ◆ 中央販売税法 14 条の品目一覧を改正し、定期便に使用される離陸重量 4 万キロ未満の全ての小型航空機を追加。

以上は主な項目であり、詳細につきましては下記ホームページでご確認いただけます。

《参考ホームページ》インド財務省

<http://indiabudget.nic.in/ub2007-08/ubmain.htm>

《ご参考： インド関連レポート》

「AREA Report 124 インド工業団地事情 ～ タミル・ナドゥ州チェナイ編：パート 1 ～ 2007 年 1 月 31 日」

「AREA Report 126 インド：日産自動車チェナイに年産 40 万台規模の工場建設 ～ 2007 年 3 月 20 日」

（アジア法人業務部 小林裕子）

E-mail: Kobayashi@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231-1793

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。